

第4号様式(2)－②

[事後審査型 一般競争入札・総合評価方式（簡易型II型）]

入札説明書

沖縄県環境整備センター株式会社 一般競争入札公告第〇〇号の「沖縄県公共関与管理型産業廃棄物最終処分場施設建設工事」に係る総合評価方式に基づく落札者決定基準及び申請書等の作成方法については、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札説明書に記載のない事項については、「総合評価方式の運用（案）」を参照すること。

1 総合評価方式に係る落札者決定基準

(1) 評価項目、評価基準及び得点配分

ア 施工計画について（加算点）

評価細目	評価基準	点数	配点
施工上の課題に対する技術的所見	課題への対応が現地の特性（地形、地質、地域特性等）を踏まえ、特に環境条件にも的確に図られ、優れた工夫が見られる	5.0	/5.0
	課題への対応が的確に図られ、工夫が見られる	1.0	
	課題への対応が的確に図られている	0.0	
施工上配慮すべき事項	配慮事項が現地の特性（地形、地質、地域特性等）を踏まえ、特に環境条件にも適切であり、優れた工夫が見られる	4.0	/4.0
	配慮事項が適切であり、工夫が見られる	1.0	
	配慮事項が適切である	0.0	
材料の品質管理に係わる技術的所見	品質の確認方法、管理方法が現地の特性（地形、地質、地域特性等）を踏まえ、特に環境条件にも適切であり、優れた工夫が見られる	4.0	/4.0
	品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫が見られる	1.0	
	品質の確認方法、管理方法が適切である	0.0	

(ア) 施工上の課題に対する技術的所見（別記様式4-2）

本工事には、1）被覆施設・基礎部分における圧密沈下対策（地耐力確認等）、2）貯留施設の施工管理計画に係る課題があり、これに対する対応策を具体的に記載すること。

(イ) 施工上配慮すべき事項の技術的所見（別記様式4-3）

本工事の特性を踏まえ施工上配慮すべき最も重要と判断する事項は、「貯留造物（補強土壁工）と遮水工との取り合い、遮水性確認、及び周辺環境対策について」と選定するので、その対策を記述すること。

(ウ) 材料の品質管理に係わる技術的所見（別記様式4-4）

「コンクリート、鋼材溶接部等」の他、遮水工材料の品質の確認方法及び管理方法について記述すること。

イ 企業の能力等について（加算点）

【施工実績等】

評価細目	評価基準	点数	配点
発注工事同種工事の施工実績	同種工事で、沖縄県又は国の実績あり。※1、※2	4.0	/4.0
	同種工事で、県内市町村の実績あり。※3	2.0	
	同種工事で、その他（民間）の実績あり。	0.0	
発注工事同種工事の工事成績	80点以上	4.0	/4.0
	79点以上 80点未満	3.6	
	78点以上 79点未満	3.2	
	77点以上 78点未満	2.8	
	76点以上 77点未満	2.4	
	75点以上 76点未満	2.0	
	74点以上 75点未満	1.6	
	73点以上 74点未満	1.2	
	72点以上 73点未満	0.8	
	71点以上 72点未満	0.4	
71点未満又は実績なし	0.0		
優良建設業者表彰	県知事表彰の実績あり	2.0	/2.0
	県土木建築部長、県農林水産部長、又は国（局長）の表彰実績あり※4	1.0	
	県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり※4	0.5	
	なし	0.0	
発注工事同種工事の企業手持ち工事量	手持ち工事量比率<0.25	3.0	/3.0
	0.25≤手持ち工事量比率<0.50	2.5	
	0.50≤手持ち工事量比率<0.75	2.0	
	0.75≤手持ち工事量比率<1.00	1.5	
	1.00≤手持ち工事量比率<1.25	1.0	
	1.25≤手持ち工事量比率	0.0	

※1 「沖縄県」には、その他外郭団体を含む。

※2 「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方共同法人を含む。

※3 「県内市町村」には、その他外郭団体を含む。

※4 「国」は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部における県内施工工事を評価対象とする。

(7) 企業の施工実績：（別記様式2）

◇ 本工事と同種工事の施工実績を評価対象とする。

◇ 対象期間は、過去15年、平成14年4月1日から平成29年6月30日の期間とする。

(イ) 工事成績：（別記様式7）

◇ 沖縄県土木建築部発注工事のうち、本工事と同種工事の工事成績の平均点を評価する。

◇ 当該年度（公告日の属する年度）を含まない直近の5年度間（平成24～28年度）に完成した工事を評価対象とする。

(ウ) 優良建設業者表彰：（別記様式2）

◇ 当該年度（公告日の属する年度）を含む3年度間（平成27～29年度）とし、申請書及び確認資料提出期限日までに受賞した表彰を対象とする。

◇ 表彰の対象部門は、（土木）とする。

(エ) 企業持ち持ち工事量：（別記様式8）

- ◇ 沖縄県土木建築部発注工事のうち、本工事と同種工事を対象とする。
- ◇ 平均受注額（分母）の対象期間は、当該年度（公告日の属する年度）を含まない直近の3年度間（平成26～28年度）とする。【特殊工事の場合は、3年度以上とすることができる。】
- ◇ 当該年度受注額（分子）には、申請期限日の7日前（申請期限日及び休日含む）までに落札決定があった工事の受注予定額を含めるものとする。

【地域精通度・地域貢献度】

評価細目	評価基準	点数	配点
地域貢献への積極的な取り組み姿勢の有無	名護市に拠点を置く企業に対する下請け発注の予定、地元人材の雇用を予定している。	3.0	/3.0
	名護市以外の県内事業者への発注を見込んでいる。	1.0 ～2.0	
	地域貢献に積極的に取り組む姿勢が見受けられない。	0.0	
社会資本維持活動（環境対策貢献）への積極的な取り組み姿勢の有無	環境対策貢献に係る過去1年間のボランティア活動への取り組みや、循環共生型社会の実現に向けた行動（例えば、建設副産物等対策における過去5年間の講習会等への出席を積極的に行っていると評価できる。	2.0	/2.0
	環境対策貢献への取り組みが見受けられない。	0.0	
「地域住民の生活環境保全等実施計画書」の作成・提出を踏まえ、地域住民の要望や意向に配慮した計画や追加提案の有無	地域住民の要望や意向に配慮した計画や追加提案（交通安全誘導員の配置、工事状況情報開示、定期地域清掃協力など）を明らかに積極的に行っていると評価できる。	3.0	/3.0
	地域住民の要望や意向に配慮した計画や追加提案を行っているとは評価できる。	2.0	
	「地域住民の生活環境保全等実施計画書」が提出されていない、あるいは仮に提出されていても上記内容に触れられていない。	0.0	
社会貢献事業等で実施（活動）した人材（技術者）育成、学校教育支援活に積極的に活動している団体への加入の有無	人材（技術者）育成活動や、学校教育支援活動に積極的に取り組んでいる団体に属している。	3.0	/3.0
	明記することにより、企業独自で、人材（技術者）育成、学校教育支援活動に取り組んでいると判断できる。	1.0	
	人材（技術者）育成、学校教育支援に取り組む姿勢が見受けられない。	0.0	

(7) 地域貢献への積極的な取り組み姿勢の有無：（別記様式6：修正様式）

◇ 名護市に拠点を置く企業等への下請け発注

名護市に拠点を置く企業等への下請け発注の有無	配点
名護市に拠点を置く企業への下請けとして発注を予定。	2.0
名護市以外の県内市町村に拠点を置く企業に下請けとして発注を予定。	1.0
県外の企業に下請けとして発注を予定。	0.0

◇ 地元（名護市）人材の雇用の有無

地元人材の雇用の有無	配点
地元（名護市）人材の雇用（事務員・清掃員等）の予定。（雇用の人数に関係なく配点）	1.0
地元（名護市）人材は雇用しない予定。	0.0

- (イ) 環境対策貢献への積極的な取組み姿勢の有無：（別記様式11：独自様式）
- ◇ 「環境対策貢献に係るボランティア活動（清掃等）への近々1年間における取組みの有無、建設副産物等対策への近々5年間における取組みの有無」を記述させる。但し、活動の確認が証明できる資料を添付す
- (ウ) 「地域住民の生活環境保全等実施計画書」の作成・提出を踏まえ、地域住民の要望や意向に配慮した計画や追加提案の有無：（別記様式11：独自様式）

- ◇ 「地域住民の生活環境保全等実施計画書」（下記内容）を策定させる。
 - ・地域住民の要望や意向に配慮した計画： 無理な計画や過度な対策は後述するペナルティーとして扱う。
 - ・追加提案： 無理な計画や過度な対策は後述するペナルティーとして扱う。

- (エ) 人材（技術者）育成活動（建設廃棄物の適正処理に係る講習会等）や学校支援活動について積極的に行っている団体に属している。（別記様式11：独自様式）

- ◇ 企業独自で、人材育成、学校教育支援に取り組んでいる場合は判断できる内容について記述させる。

- ◇ 各団体への加盟年数を以下の方法により加点し評価する。

- ・各企業の各団体への加盟年数割合を乗じて算出する。加盟年数割合は、各団体への加盟年数 / 5年で算出する。（5年以上は、上限5年とする。）小数点以下は、すべて繰り上げる。

例) 団体の加点6点、団体への加盟年数3年

$$6 \text{点} \times 3 \text{年} / 5 \text{年} / 2 \text{ (配点割戻し係数)} = 1.8 \approx 2 \text{点}$$

団体名	加点点数
(一社) 沖縄県建設業協会	10
(一社) 沖縄県中小企業建設業協会	1
(一社) 沖縄県電気管工事業協会	4
(一社) 沖縄県舗装業協会	2

ウ 技術者の能力等について（加算点）

評価細目	評価基準	点数	配点
配置予定技術者の資格・年数	1級土木施工管理技士（5年以上）	3.0	/3.0
	1級土木施工管理技士（5年未満）	1.0	
	2級土木施工管理技士	0.0	
発注工事同種工事の施工経験	役職経験有り・同種工事で、沖縄県又は国の実績あり※1、※2	4.6	/4.6
	役職経験無し・同種工事で沖縄県又は国の実績あり※1、※2 又は、役職経験有り・同種工事で県内市町村の実績あり※3	3.0	
	同種工事で、その他（民間）の実績あり	1.5	
	実績なし	0.0	
優良技術者表彰	現在の企業での県知事表彰の実績あり	2.4	/2.4
	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、又は国（局長）の表彰実績あり※4	2.0	
	現在の企業での県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり※4	1.6	
	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり	1.2	
	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、又は国（局長）の表彰実績あり※4	0.8	
	現在の企業以外での県土木建築部長土木事務所長、県施設建築課長、又は国（部長、事務所長等）の表彰実績あり※4	0.4	
なし	0.0		
継続教育（CPD）単位取得状況	推奨単位以上	3.0	/3.0
	推奨単位の5割以上 推奨単位未満	1.5	
	推奨単位の5割未満	0.0	

※1 「沖縄県」には、その他外郭団体を含む。

※2 「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方共同法人を含む。

※3 「県内市町村」には、その他外郭団体を含む。

※4 「国」は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部における県内施工工事を評価対象とする。

- (イ) 配置予定技術者の資格・年数：（別記様式3）

- ◇ 本工事の申請書及び確認資料提出期限日時点での資格保有年数を評価する。

- ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。

- ◇ JVの構成員の配置予定技術者については、別記様式3-1を提出すること。

- (イ) 同種工事の施工経験：（別記様式3）
- ◇ 本工事と同種工事の施工経験を対象とする。
 - ◇ 対象期間は、当該年度（公告日の属する年度）を含まない過去15年、平成14年4月1日～平成29年6月30日までとする。
 - ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。
- (ウ) 優良技術者表彰：（別記様式3）
- ◇ 当該年度（公告日の属する年度）を含む3年度間（平成27～29年度）とし、申請書及び確認資料提出期限日までに受賞した表彰を対象とする。
 - ◇ 表彰の対象部門は、（土木）とする。
 - ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。
- (エ) 継続教育（CPD）単位取得状況：（別記様式3）
- ◇ 本工事の申請書及び確認資料提出期限日から過去1年間に発行された単位取得状況で評価する。
 - ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。

(2) 評価内容の担保（ペナルティー）

施工上の課題（別記様式4-2）、施工上の配慮（別記様式4-3）、材料の品質管理（別記様式4-4）に対する技術的所見に記載された内容を履行することについては、契約書に記載するものとする。

受注者の責により評価された内容が履行できなかった場合、未実施の評価細目毎に工事成績評定点の減点措置を行う。

なお、減点措置の取扱いについては、総合評価方式の運用（案）を参照すること。

	評価細目	減点措置
施工計画	施工上の課題に関する事項	1項目×-3点 (1つの評価細目につき最大-15点)
	施工上配慮すべき事項	
	材料の品質管理に関する事項	
企業の能力等	名護市に拠点を置く企業等への発注	-3点
	地元人材の雇用の有無	-1点
	学校教育支援の積極的活動の有無	-2点
	環境対策貢献への積極的な取組み姿勢の有無	-3点
	地域住民の生活環境保全等実施計画書に係る内容	-3点

2 申請書、確認資料及び証明資料の作成方法

- (1) 申請書は、「別記様式1-1」及び「別記様式1-2」により作成すること。
JV発注工事の場合は、「別記様式1-3」もあわせて作成すること。
- (2) 申請書及び確認資料を提出する場合は、「別記様式1-1」を先頭に各書類にページを付すこと。
- (3) 申請書及び確認資料の内容を証明する資料（以下「証明資料」という。）は、開札後、発注機関から提出を求められた場合にのみ提出すること。その際、「別記様式10」を表紙とし、資料目次を記入して提出すること。
- (4) 証明資料は他様式と重複する場合でも添付を省略せず、各様式毎に提出することを原則とするが、「別記様式10付表」を添付することにより重複する証明資料の提出を省略できる。
- (5) 当該年度内に同一工種に係る工事入札において、既に証明資料を提出している場合、「別記様式10-2」を添付することにより重複する証明資料の提出を省略できる。
- (6) 「別記様式10付表」又は「別記様式10-2」の添付がなく重複する証明資料が省略されている場合、該当する評価項目が減点されることがある。
- (7) 確認資料は「別記様式2」から「別記様式9」の中から、必要に応じて作成すること。